破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２８６号
香川県高松市桜町１丁目８番１―702号
債務者　鎌田　博史
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正則
4　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２８７号
香川県高松市桜町１丁目７番５―103号
債務者　鎌田　　旭
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正則
4　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２８８号
香川県高松市栗林町２丁目18番23号
債務者　鎌田　雅典
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正則
4　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９１号
愛媛県西予市宇和町伊延東254番地２
債務者　宇都宮　**康**
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　博明
4　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２１８９号
名古屋市南区六条町１丁目34番地
債務者　髙橋設計こと　髙橋　　昇
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　武志
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４９号
富山県黒部市田家新1440番地
債務者　木下間四郎
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗本　正貴
4　破産債権の届出期間　平成24年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２２号
岩手県花巻市金矢第４地割123番地２
債務者　新田　松美
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　隆司
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６６３号
東京都武蔵野市吉祥寺南町５丁目５番17号ガーデン101
債務者　松岡　竜司
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸島　良成
4　破産債権の届出期間　平成24年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月28日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３９２号
横浜市鶴見区尻手１丁目６番21―509号
債務者　川原田　哲
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北條　将人
4　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月29日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１５０号
横浜市港北区菊名５丁目９番19号　ハイツミキ202号
債務者　炭竈　昭憲
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田美穂子
4　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月６日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９６号
静岡県袋井市旭町１丁目10―20　鈴木アパート２ＦＡ東、住民票上の住所静岡県島田市岸町1063番地の１
債務者　川島　志郎
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　英次
4　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６６８号
千葉県我孫子市台田３丁目１番35号
債務者　小林悠紀彦
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　　英準
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４０５５号
東京都新宿区下落合４丁目３―16―309
債務者　米本　篤弘
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　泰伸
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４号
鳥取県東伯郡北栄町江北451番地68
債務者　橋本　豊文
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　周平
4　破産債権の届出期間　平成24年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午後１時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鳥取地方裁判所民事部